

ふしの干潟いきもの募金委員会設置・運営規則

(趣旨)

第1条 この規約は、ふしの干潟いきもの募金規約第5条に定めるふしの干潟いきもの募金委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営について必要な事項を定める。

(構成等)

第2条 委員会は委員5名で構成し、委員の互選によって委員長1名を選出する。

2 委員は、樫野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）の決議に基づき、協議会会長が任命する。

3 委員のうち1名については、協議会会長とする。

4 委員のうち1名については、山口県知事から推薦を受けた者でなければならない。

5 委員のうち1名については、山口市長から推薦を受けた者でなければならない。

6 委員の任期は、就任日から2年とする。

7 委員は、転任、退職、傷病等の事由により委員の職務を全うできないと判断した場合、委員会の承認を得て、自らの後任を補欠委員として指名することができる。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、委員会に代理者を出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員（代理出席者を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年2月24日から施行する。